

社会福祉法人静和会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和7年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するための必要な時間の確保
妊娠中の女性社員の母性健康管理についての厚生労働省のパンフレットを利用し、職員に配布、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和3年1月～ 管理職を対象とした制度の関する研修を実施する
- 令和3年度～ 制度に関する厚生労働省のパンフレットを利用し職員会議等による職員への周知を行う

目標2：準職員（有期雇用）を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間6日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
- 令和3年4月～ 職員会議等で全職員への周知を図る

目標3：令和7年3月までに、所定外労働を削減し、ノー残業ウィークを設定、実施する。

<対策>

- 令和3年1月～ 所定外労働の現状把握
- 令和3年1月～ 部署毎に問題点の検討
- 令和4年4月～ ノー残業ウィークの実施

社会福祉法人 静和会
会長 松村吉一